

制定	平成18年	3月30日
改正	平成20年	12月1日
改正	平成26年	3月27日
改正	平成30年	3月26日
改正	令和4年	3月17日
改正	令和5年	1月1日
改正	令和5年	5月26日
改正	令和6年	6月1日

建設副産物再資源化促進指針

1. 適用範囲

この指針は、広島市が発注する建設工事に適用する。

2. 用語の定義

この指針に掲げる用語の意義は、「広島市建設工事リサイクル推進要綱」に定めるところによる。

3. 建設廃棄物の再資源化の原則

- (1) 建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（伐木・除根材を含む）及び建設汚泥を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

また、その他の建設廃棄物についても、できるかぎり再資源化施設へ搬出するよう努める。

- (2) 再資源化施設の活用にあたっては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用する。

4. 建設発生土の工事間流用及び再資源化の原則

工事現場から建設発生土を搬出する場合は、原則として、50km以内の範囲内の他の公共工事現場へ流用する。

また、他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、再資源化施設等を活用し、建設発生土の有効利用に努める。

5. 「再生資源利用促進計画書」の作成、提出及び保存

- (1) 対象とする建設工事

ア 請負代金額が100万円以上の建設工事

イ 請負代金額が100万円未満の工事のうち、「リサイクル法」第34条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日建設省令第20号）（以下「再生資源に関する建設省令」という。）」第8条に規定している指定副産物を工事現場から搬出する

建設工事。なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」は次のとおりである。

- (ア) 体積が500 m³以上である建設発生土
 - (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの。
- (2) 「再生資源利用促進計画書」の作成
- (1)に該当する建設工事の受注者は、「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター(JACIC)がインターネット上で運営)内の建設リサイクル関連様式の登録により工事着手前に作成すること。
- (3) 「再生資源利用促進計画書」の提出
- 受注者は、「再生資源利用促進計画書」を工事着手前に施工計画書に含めて監督員に提出するとともに、その内容を説明すること。
- (4) 「再生資源利用促進計画書」の掲示
- 受注者は、「再生資源利用促進計画書」を工事現場の見やすい場所に掲示、又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。
- (5) 「再生資源利用促進計画書」の変更
- 受注者は、「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画書及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督員に速やかに報告すること。
- (6) 「再生資源利用促進計画書」の実績の把握と記録の保存
- 受注者は、当該建設工事完成後速やかに、実施結果について建設副産物実態調査における「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し、監督員に提出すること。
- また、受注者は、「再生資源利用促進計画」及びその実施結果の記録について、当該建設工事完成後5年間保存すること。

6. 「確認結果票」の作成、提出、掲示及び保存

- (1) 対象とする建設工事
- 体積が500 m³以上の建設発生土を工事現場から搬出する建設工事
- (2) 「確認結果票」の作成
- (1)に該当する建設工事の受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、各事項の確認の結果を記載した書面(確認結果票)を作成する。なお、「確認結果票」の様式は、「国土交通省の建設発生土の搬出先計画制度に関するホームページ(外部サイト)」の「確認結果票の作成に当たっての解説(様式を含む)」から出力できる。
- ア 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。
- イ 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
- (ア) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること

(イ) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。

ウ 前2号に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

(3) 「確認結果票」の提出

受注者は、「確認結果票」を工事着手前に施工計画書に含めて監督員に提出するとともに、その内容を説明すること。

(4) 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知する。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知する。

(5) 「確認結果票」の掲示

受注者は、「確認結果票」を工事現場の見やすい場所に掲示、又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。

(6) 「確認結果票」の変更

受注者は、「確認結果票」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該確認結果票及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督員に速やかに報告すること。

(7) 「確認結果票」の記録の保存

受注者は、「確認結果票」を建設工事の完成後5年間保存すること。

7. 搬出先に対する受領書の交付請求等

(1) 搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者(搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者)に対し、次に掲げる受領書の交付を求めるものとする。

ア 建設発生土の搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称)及び所在地

イ 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

ウ 建設発生土の搬出元の受注者の名称及び所在地

エ 建設発生土の搬出量

オ 建設発生土の搬出が完了した日

カ 土地の利用種別(盛土利用等又は一時堆積)

キ 土質区分(第1種建設発生土～第4種建設発生土)

ク 土量の算定上の状態(「地山量」「締固め量」「ほぐし土量」のいずれかを記入)

(2) 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

(3) 受領書の保管

受注者は、受領書を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

8. 建設発生土の最終搬出先までの確認(令和6年6月1日以後新たに請負契約を締結する建設工事が対象)

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する7(1)アからオに関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所で、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するもの
- (2) 他の建設現場で利用する場合又は他の工事現場で一時的に堆積するもの
- (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード
- (4) 建設発生土受入地（土砂を再び搬出しない受入地）

9. 建設発生土情報交換システムへの登録

発注者は、建設発生土情報交換システム（オンライン）に設計の段階から、必要なデータを登録及び更新を行い、各工事発注者間で個別に建設発生土の工事間流用の調整を図ること。

【対象とする建設工事】

土砂の搬入量が100m³以上又は搬出量が100m³以上の建設工事

附則

この要領は、平成18年 4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成20年12月1日より施行する。

附則

この要領は、平成26年 4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和 4年 4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和 5年 1月1日より施行する。

附則

この要領は、令和 5年 5月26日より施行する。

附則

この要領は、令和 6年 6月 1日より施行する。